

京都府立医科大学附属図書館長選考規程

〔平成20年4月1日〕
京都府立医科大学規程第40号

第1条 この規程は、京都府立医科大学附属図書館長（以下「図書館長」という。）の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 図書館長の選考は、本学教授のうちから学長が指名し、決定するものとする。

第3条 図書館長は、本学教授の兼職とし、その任期は原則として2年とする。ただし、再任を妨げないが、学長が必要と認めるときは任期を別に定めることができる。

第4条 学長は、次の各号の一に該当する場合には、図書館長の選考を行うものとする。

- (1) 図書館長の任期が満了するとき。
- (2) 図書館長が辞表を提出し、学長がこれを受理したとき。
- (3) 図書館長が欠員となったとき。

2 前項の規定による選考は、同項第1号に該当する場合にあっては任期満了の1箇月前までに、同項第2号又は第3号に該当する場合にあってはその事由が生じた時から1箇月以内に完了するものとする。

第5条 図書館長が、京都府立医科大学教授会規程（平成20年京都府立医科大学規程第1号）第5条の規定により教授会構成員の員数から除外された場合は、学長は、図書館長代理をおくものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。